

(環境確保条例第118条の2)

土壤汚染情報公開台帳 (基準不適合台帳)

整理番号	112-06-04	調製年月日・契機	令和7年3月21日	・ 116条の2第1項	
所在地	世田谷区深沢六丁目50番10		(地番) 世田谷区深沢六丁目3番1号	(住居)	
訂正年月日・契機					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	東洋油脂(株)駒沢給油所		面積	0 m <sup>2</sup> (基準不適合範囲)	562 m <sup>2</sup> (調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容					
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壤がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更 時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考					
土壤の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和6年12月23日	鉛及びその化合物	含有量基準 溶出量基準・第二溶出量基準		中央開発株式会社
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		



## 別紙

## 特定有害物質の使用、排出等の状況

業種及び主要製品	ガソリンスタンド ガソリンの販売
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等	ガソリンに含まれるベンゼン、鉛及びその化合物
特定有害物質の使用状況	ベンゼン（総量不明） 鉛及びその化合物（総量不明）
	使用期間 1967年 4月 ～ 2024年 9月
特定有害物質の排出状況	ガソリンの販売のみであり、タンクの漏洩履歴はなく適切に管理されていた。
特定有害物質の使用場所等	△別紙のとおり
地下施設の有無及び概要	有 ①ガソリン 10kL 3基 ②軽油 10kL 1基 ③灯油 10kL 1基 ④廃油 2kL 1基
地表の高さの変更及び地質に係る情報	無
土壌汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	無
既往調査及び措置に関する情報	無
その他特記事項	

- 備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。  
 2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。  
 3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

## 1 調査概要

1.1 現在の対象地の状況  
駒沢 SS

1.2 調査対象地の所在  
東京都世田谷区深沢 6-3-1

1.3 調査対象面積  
面積：562 m<sup>2</sup>

1.4 調査目的  
本業務は、駒沢 SS において、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 116 条第 1 項に基づき、土壤汚染の有無を確認するために土壤汚染状況調査を実施したものである。

### 1.5 指定調査機関等

- ・土壤汚染状況調査を行った指定調査機関  
中央開発株式会社  
指定調査機関指定番号：2003-8-2035  
所在地：東京都新宿区西早稲田 3-13-5  
電話番号：03-3208-3810

- ・分析を行った機関  
中央開発株式会社  
所在地：埼玉県川口市上青木西 1-16-5  
登録番号：第 585 号（埼玉県）  
事業区分：濃度（水または土壤中の物質の濃度）に係わる計量証明の事業

### 1.6 調査期間

#### 【状況調査】

令和 6 年 10 月 25 日：土壤ガス採取・土壤ガス測定  
令和 6 年 10 月 29 日～11 月 1 日：土壤採取  
令和 6 年 11 月 3 日～11 月 18 日：土壤分析

#### 【詳細調査】

令和 6 年 10 月 29 日：土壤採取・地下水採取  
令和 6 年 11 月 3 日～11 月 18 日：土壤分析

## 2 調査対象物質の選定

本調査対象地では、1967年（昭和42年）から給油所としてガソリン等の石油類の貯蔵、販売が行われていた。そのため調査対象物質は、ガソリンに含まれるベンゼンとした。また、給油所の開所時期が1986年以前で有鉛ガソリンの製造が廃止される前であるため、鉛及びその化合物も調査対象とした。

表-2.1 調査対象物質一覧表

調査項目	調査対象物質
第一種特定有害物質	ベンゼン
第二種特定有害物質	鉛及びその化合物

## 3 調査位置の設定

調査は、調査対象地の最北端（真北）を起点として、東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により調査対象範囲を単位区画に区分した（図3.1参照）。なお、隣接する区画の合計面積が130㎡を超えない複数の区画は、1つの区画に統合した。

汚染のおそれの区分は、調査対象範囲全域を「土壤汚染のおそれが比較的多いと認められる土地」とし、当該土地を含む区画を全部対象区画とした。

また、汚染のおそれが生じた場所の位置は、現在の地表面はガソリンスタンド当時と変更がないため、現在の地表面と配管下（GL-0.9m）、地下タンク底面深度（10kL:GL-3.4m、2kL:GL-2.4m）とした。

#### 4 調査方法

##### 4.1 状況調査方法

状況調査の試料採取方法および分析方法は次の方法で実施した。

###### 【第一種特定有害物質】

調査方法 : 土壌ガス調査

調査地点 : 7地点

試験方法 : 平成15年3月6日環境省告示第16号に定める方法

採取深度 : 地表面0.8~1.0m

※土壌ガスは現地にて分析を実施した。

###### 【第二種特定有害物質】

調査方法 : 表層土壌調査

調査地点 : 表層 7地点

配管下 3地点

地下タンク10KL底面下 3地点

地下タンク 2KL底面下 1地点

試験方法 : 平成15年3月6日環境省告示第18号・19号に定める方法

採取深度 : 現在の地表面GL-0.0~-0.05m、GL-0.05~-0.50m

: 配管下GL-2.4m~2.9m

: 地下タンク底面 (10KL) GL-3.4m~-3.9m

: 地下タンク底面 (2KL) GL-2.4m~-2.9m

##### 4.2 詳細調査方法 (コスモ石油(株)自主調査)

状況調査において鉛(土壌含有量)の基準不適合が確認されたが、コスモ石油(株)の自主調査として表層調査と同時に詳細調査(深度方向調査)を実施した。詳細調査の試料採取方法および分析方法は次の方法で実施した。

###### 【第二種特定有害物質:鉛】

調査方法 : 深度方向土壌調査

調査地点 : 1地点

試験方法 : (土壌)平成15年3月6日環境省告示第18号に定める方法  
(地下水)平成15年3月6日環境省告示第17号に定める方法

採取深度 : (土壌)現在の地表面から深度0.5、1.0m、2.0m、3.0m、4.0m、5.0m

## 5 調査結果

### 5.1 土壌ガス調査

土壌ガス調査は、第一種特定有害物質のベンゼンについて土壌ガス濃度を測定した。結果をまとめたものを表 5.1 に示し、土壌ガス分析チャートを巻末に添付する。

分析の結果、ベンゼンの土壌ガスは全地点で不検出であった。

表5.1 土壌ガス測定結果一覧 (vol ppm)

調査地点No.	削孔時刻	採取時刻	ベンゼン
A1-2	10:44	11:49	不検出
A1-4	11:05	11:53	不検出
A1-5	10:50	11:51	不検出

※不検出とは定量下限値未満を示す。

定量下限値：0.05vol ppm

## 5.2 表層土壌調査

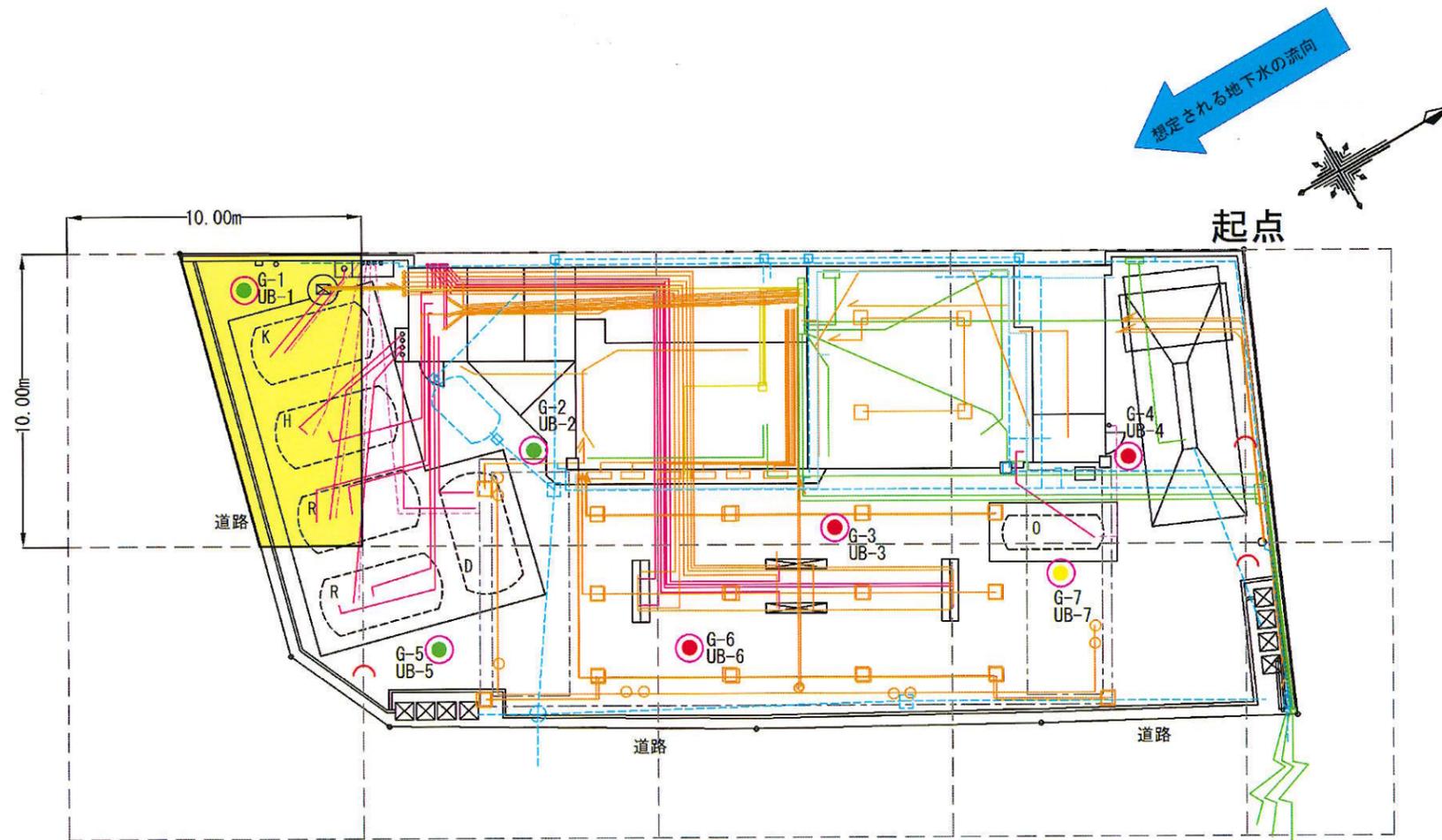
土壌調査は、第二種特定有害物質の鉛及びその化合物を対象とした土壌溶出量分析、土壌含有量分析を実施した。結果をまとめたものを表 5.2、図 5.2 に示し、濃度計量証明書を巻末に添付する。

分析の結果、鉛（土壌含有量）が UB-1 地点の深度 0~0.5m で 210 mg/kgL 検出し、土壌含有量基準（150 mg/kg 以下）に不適合であった。その他の地点は土壌含有量基準に適合しており、また鉛（土壌溶出量）は全地点で土壌溶出量基準（0.01 mg/L 下）に適合した。

表5.2 土壌分析結果一覧

地点名		土壌	
		鉛	
		(溶出)	(含有)
UB-1	0-0.05	<0.001	210
	0.05-0.5		
	0.9-1.4		
	3.4-3.9		
UB-2	0-0.05	<0.001	<10
	0.05-0.5		
	0.9-1.4		
	3.4-3.9		
UB-3	0-0.05	<0.001	20
	0.05-0.5		
UB-4	0-0.05	0.001	11
	0.05-0.5		
UB-5	0-0.05	<0.001	27
	0.05-0.5		
	0.9-1.4	<0.001	<10
	3.4-3.9		
UB-6	0-0.05	<0.001	18
	0.05-0.5		
UB-7	0-0.05	0.001	15
	0.05-0.5		
	0.9-1.4	<0.001	18
	2.4-2.9		
定量下限値		0.001	10
基準値		0.01	150
		mg/L	mg/kg
		※1	

※1：土壌汚染対策法の基準値



鉛（含有量）基準不適合区画

基準不適合区画面積：48.1m<sup>2</sup>

- 凡例 -
- ：土壌ガス調査（7箇所）  
・分析項目：ベンゼン
  - ：表層土壌調査（3箇所）  
・土壌採取深度表層 GL-0.00m~0.05m、0.05m~0.50m  
・分析項目：鉛及びその化合物
  - ：表層土壌調査+配管下調査+燃料タンク下調査（3箇所）  
・土壌採取深度表層 GL-0.00m~0.05m、0.05m~0.50m  
・土壌採取深度配管下 GL-0.90m~1.40m  
・土壌採取深度燃料タンク下 GL-3.40m~3.90m  
・分析項目：鉛及びその化合物
  - ：表層土壌調査+配管下+廃油タンク下調査（1箇所）  
・土壌採取深度表層 GL-0.00m~0.05m、0.05m~0.50m  
・土壌採取深度配管下 GL-0.90m~1.40m  
・土壌採取深度廃油タンク下 GL-2.40m~2.90m  
・分析項目：鉛及びその化合物
  - ：区画統合
- ※地下埋設施設 ※メッシュライン
- ：現存する埋設タンク位置
  - ：改造前の埋設タンク位置
  - ：油配管系統
  - ：通気管
  - ：動力系統
  - ：その他電気
  - ：給排水系統
  - ：POS系統
  - ：エア系統
  - ：10mメッシュライン

図5.2 調査結果図

調査対象地住所	東京都 世田谷区 深沢 6-3-1	調査対象地面積	562 m <sup>2</sup>	作成年月日	令和6年 5月 日	調査名称	駒沢SS土壌調査2次（運交）	縮尺	1/200
						図面名称	調査位置平面図(条例調査)		